食品衛生法及び新潟県食品衛生条例の違反に関する処分等の基準

昭和 48 年５月 17 日 制定
令和３年 11 月８日 最終改正

第１　趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）及び新潟県食品衛生条例（昭和 42 年新潟県条例第 46 号。以下「条例」という。）の違反に関して保健所長が行う行政指導、処分及び告発の基準並びにそれらの文書事務について、必要な事項を定める。

なお、条例は令和３年６月１日に廃止されているが、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和２年新潟県条例第 51 号）の附則で定める経過措置が適用される営業許可にかかるもの（つけ物製造業等）については、この基準の対象になる。

第２　保健所長による処分の基準

保健所長は、監視又は検査の結果、法又は条例に違反している事実を確認した場合は、原則として**別表**の基準に従って原因事業者に対し行政指導又は処分（保健所長に委任されている下記の事務に限る）を行うこと。

なお、危害除去命令を行った場合は、必要に応じ、解除通知を行うこと。

〈保健所長に委任されている処分の事務〉

新潟県事務委任規則（昭和 35 年新潟県規則第９号）第８条第１項第 128 号から 130 号までの規定により、法第 59 条から第 61 条までの規定に基づく廃棄命令、危害除去命令、営業停止命令及び改善命令の事務が委任されている。（法第 60 条及び第 61 条の規定に基づく営業禁止命令及び営業許可の取消し並びに食肉衛生検査センター所長の権限で行う法第 59 条及び第 60 条の規定に基づく処分の事務については委任されていない。）

また、同規則第８条第１項第 249 号の規定により、条例第 10 条の規定に基づく危害除去命令及び営業停止命令の事務が委任されている。（第 249 号の規定は新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（令和３年新潟県規則第 38 号）により削除されているが、附則により、上記第１のなお書きに該当するものについては、従前の例によるものとされている。）

第３　弁明の機会の付与

上記の処分をしようとする場合は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）及び新潟県行政手続条例（平成７年新潟県条例第 59 号）に基づき、原則として事業者に弁明の機会を付与すること。

ただし、公益上、緊急に処分をする必要がある場合（食中毒原因事業者に対し

被害拡大・再発を防止するために営業の停止を命ずる場合又は違反品の回収を命ずる場合等）は、弁明の手続きを省略できるものとする。

なお、弁明の手続きの有無にかかわらず、処分を行う際は事業者に処分理由を十分説明するとともに、事業者の主張や質問を丁寧に聴くこと。

第４　営業禁止処分等の進達

営業停止処分では被害拡大・再発を防止することが困難であると保健所長が判断する違反事例については、営業禁止処分が相当である旨を関係書類を添えて知事に進達すること。

さらに、営業禁止処分では被害拡大・再発を防止することが困難であると保健所長が判断する違反事例については、営業許可の取消処分が相当である旨を関係書類を添えて知事に進達すること。

第５　告発

悪質な違反事例については、法務担当課に相談のうえ、必要に応じて告発を行い、知事に報告すること。

第６　処分・告発台帳の作成

処分又は告発を行った場合は、様式第９号「処分・告発台帳」にその旨を記載し、関係書類（事件の概要、証拠物件及び検査物件、その他）は別綴りとして 10 年間保存すること。

第７　書類の様式

上記事務で作成する書類は、別記様式によるものとする。

様式第１号　保健所長名の行政指導
様式第２号　弁明通知書
様式第３号　施設改善命令
様式第４号　危害除去命令
様式第５号　解除通知
様式第６号　営業停止命令
様式第７号　処分についての進達
様式第８号　告発の報告
様式第９号　処分・告発台帳

別表　保健所長による処分の基準一覧

保健所長が各違反条項に適用できる処分の内容は下記一覧表のとおりとするが、原則として行政指導により流通拡大・再発を防止でき、又は違反状態を是正できる場合は処分を要さないこととする。

ただし、法第６条に違反する食品等により食中毒が発生した場合は基本的に営業停止命令を行うものとし、健康被害が発生するおそれがある違反品が流通している場合は基本的に回収等の危害除去命令を行うものとする。

営業停止の日数の範囲は、下表の「違反の類型（Ａ～Ｄ）」に応じて設定している。

処分適用の要否や営業停止日数の決定等に関する具体的な運用方法は、別紙１～３のとおりとする。

別紙１　法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令の運用方法

別紙２　法第 61 条に基づく施設改善命令及び条例第 10 条に基づく危害除去命令の運用方法

別紙３　法第 60 条及び条例第 10 条に基づく営業停止命令の運用方法

１　食品衛生法

違反条項	内容	処分規定	処分基準	違反の類型
第６条	不衛生な食品等の販売等の禁止	第 59 条	(1)廃棄命令・危害除去命令	Ａ　６条違反品の販売
		第 60 条	(2)営業停止 ア　食中毒が発生した場合：３～20 日（一部の食中毒を除く） イ　食中毒の発生が認められない場合：２～７日	
第７条第１～３項	新開発食品等の販売禁止	第 60 条	営業停止２～７日	Ｂ　６条以外の違反品の販売
第８条第１項	指定成分等含有食品による健康被害情報の届出義務	第 60 条	営業停止１～３日	Ｃ　管理運営面・施設面の違反
第９条第１項	特定の食品等の販売等の禁止	第 59 条	(1)廃棄命令・危害除去命令	Ｂ　６条以外の違反品の販売
		第 60 条	(2)営業停止２～７日	
第 10 条	病肉等の販売等の禁止	第 59 条	(1)廃棄命令・危害除去命令	Ｂ　６条以外の違反品の販売
		第 60 条	(2)営業停止２～７日	
第 11 条	重要工程管理措置がされていない食品等の輸入の禁止	第 59 条	(1)廃棄命令・危害除去命令	Ｂ　６条以外の違反品の販売
		第 60 条	(2)営業停止２～７日	

第12条	添加物等の販売等の禁止	第59条 第60条	(1)廃棄命令・危害除去命令 (2)営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第13条 第２，３項	基準・規格に合わない食品等の製造等の禁止	第59条 第60条	(1)廃棄命令・危害除去命令 (2)営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第16条	有毒有害な器具等の販売等の禁止	第59条 第60条	(1)廃棄命令・危害除去命令 (2)営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第17条 第１項	特定の器具等の販売等の禁止	第59条 第60条	(1)廃棄命令・危害除去命令 (2)営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第18条 第２，３項	基準・規格に合わない器具等の販売等の禁止	第59条 第60条	(1)廃棄命令・危害除去命令 (2)営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第19条 第２項	基準に合う表示がない器具等の販売等の禁止	第60条	営業停止１～２日	D　表示違反
第20条	虚偽表示等の禁止	第59条 第60条	(1)廃棄命令・危害除去命令 (2)営業停止１～２日	D　表示違反
第25条 第１項	検査合格表示がない食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第26条 第４項	検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止	第60条	営業停止２～７日	B　６条以外の違反品の販売
第48条 第１項	食品衛生管理者の設置義務	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第50条 第２項	有毒有害物質の混入防止措置基準の遵守義務	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第51条 第２項	管理運営基準の遵守義務	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第52条 第２項	器具等の衛生管理基準の遵守義務	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第53条 第１項	器具等の販売における説明義務	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第54条	営業施設の基準	第61条	(1)改善命令 (2)営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第55条 第２項	欠格事由に該当	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第55条 第３項	営業許可条件違反	第60条	営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反

２　新潟県食品衛生条例

違反条項	内容	処分規定	処分基準	違反の類型
第２条 第２項	欠格事由に該当	第 10 条	(1)危害除去命令 (2)営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第２条 第３項	営業許可条件違反	第 10 条	(1)危害除去命令 (2)営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第５条	営業の衛生基準	第 10 条	(1)危害除去命令 (2)営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第６条	食品行商禁止行為	第 10 条	(1)危害除去命令 (2)営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反
第７条 第２，３項	食品行商の許可証 ２項：携帯義務 ３項：譲渡等禁止	第 10 条	(1)危害除去命令 (2)営業停止１～３日	C　管理運営面・施設面の違反

別紙１　法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令の運用方法

手続きの流れは**図１**のとおりとする。

１　健康被害が発生するおそれがある違反品

収去検査等で違反が確定したら、直ちに法第 59 条に基づき**様式第４号**により事業者に回収を命ずるものとする。

〈健康被害が発生するおそれがある違反品の例〉

・細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ又はサルモネラ属菌等の微生物に関する成分規格に違反した食品。ただし、発酵乳及び乳酸菌飲料の「乳酸菌数又は酵母数」を除く。（第 13 条違反）

・除毒処理されていないフグを消費者に販売した場合（第６条第２号違反）

・アフラトキシンが基準を超えて検出された食品（第６条第２号違反）

・金属片等の危険な異物が混入した加工食品を製造販売した場合（第６条第４号違反）

※異物混入については、保健所として違反の証拠を押さえることが難しく、事業者による自主回収が先行することが多いことから、実際に回収を命ずる例は少ないと考えられる。

２　健康被害が発生するおそれがない違反品

違反品の流通拡大を防止するために、事業者に対し、原則として違反品を自主的に回収等するよう行政指導を行い、それにより目的が達せられると判断できる場合は危害除去命令を要さない。

ただし、事業者が行政指導に従わない場合は、弁明の手続きは執らずに、法第 59 条に基づき違反品の回収等を命ずるものとする。（「行政指導に従わない場合」とは、事業者から従わない旨の意思表示があった場合及び従う旨の意思表示があっても一向に実行に移されない場合を指す。以下同じ。）

〈健康被害が発生するおそれがない違反品の例〉

・使用基準に違反して添加物が使用された食品のうち、通常の摂取量であれば当該添加物の急性参照用量を超えないもの（第 13 条違反）

・残留農薬基準に違反した農産物のうち、通常の摂取量であれば当該農薬の急性参照用量を超えないもの（第 13 条違反）

・乳脂肪分や無脂乳固形分の成分規格に違反した乳製品（第 13 条違反）

・違反品が営業者間の取引にとどまっており、卸売業者の倉庫等に保管されている場合であって、消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合（食品衛生法第 58 条第 1 項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府・厚生労働省令第 11 号）第１条第２号関係）

図１　法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令の手続きフロー図

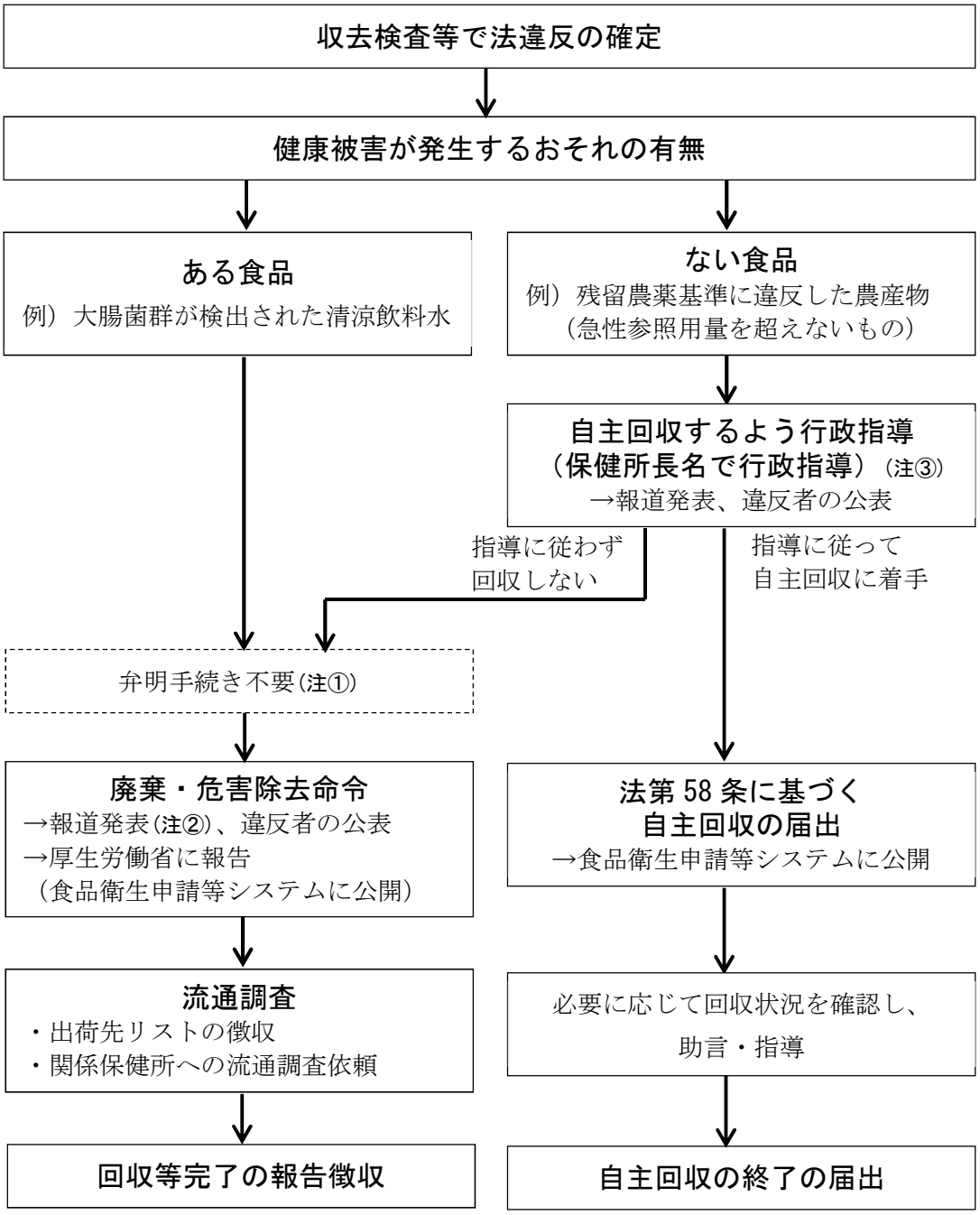

注①）弁明手続きを不要とする理由

・健康被害が発生するおそれがある違反品（主に法第６条に違反するもの）については、回収の緊急性が高い。

・健康被害のおそれがないものであっても違反品の回収は速やかに行う必要がある。（時機を逸すると回収が困難になる）

注②）行政指導から命令に切り替えた場合は、改めての報道発表を要さない。

注③）違反品が営業者間の取引にとどまっており、卸売業者の倉庫等に保管されている場合であって、消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合、口頭指導でも可。

別紙２　法第 61 条に基づく施設改善命令及び条例第 10 条に基づく危害除去命令の運用方法

手続きの流れは**図２**のとおりとする。

違反状態を是正するために、事業者に対し、原則として行政指導を行い、それにより目的が達せられると判断できる場合は命令を要さない。

ただし、事業者が行政指導に従わない場合は、弁明の手続きを執ったうえで、法第 61 条又は条例第 10 条に基づき、**様式第３号**（施設改善を求めるもの）又は**様式第４号**（施設改善以外のもの）により、違反状態を是正するための処置の実施を命ずるものとする。

なお、施設基準に関する違反のうち、不良食品や食中毒の発生につながるおそれがある違反については、できるだけ早期に違反状態が是正されるよう運用すること。

〈不良食品や健康被害の発生につながるおそれがある施設基準違反の例〉

・水道水を使用せず井戸水を使用している飲食店において、当該井戸水がヒ素による汚染を受け、食品製造用水の基準を超過するヒ素が検出された場合

・加熱殺菌等の重要な工程を管理するための温度計等の機器が故障している場合

図２　法第 61 条に基づく施設改善命令及び条例第 10 条に基づく危害除去命令の手続きフロー図

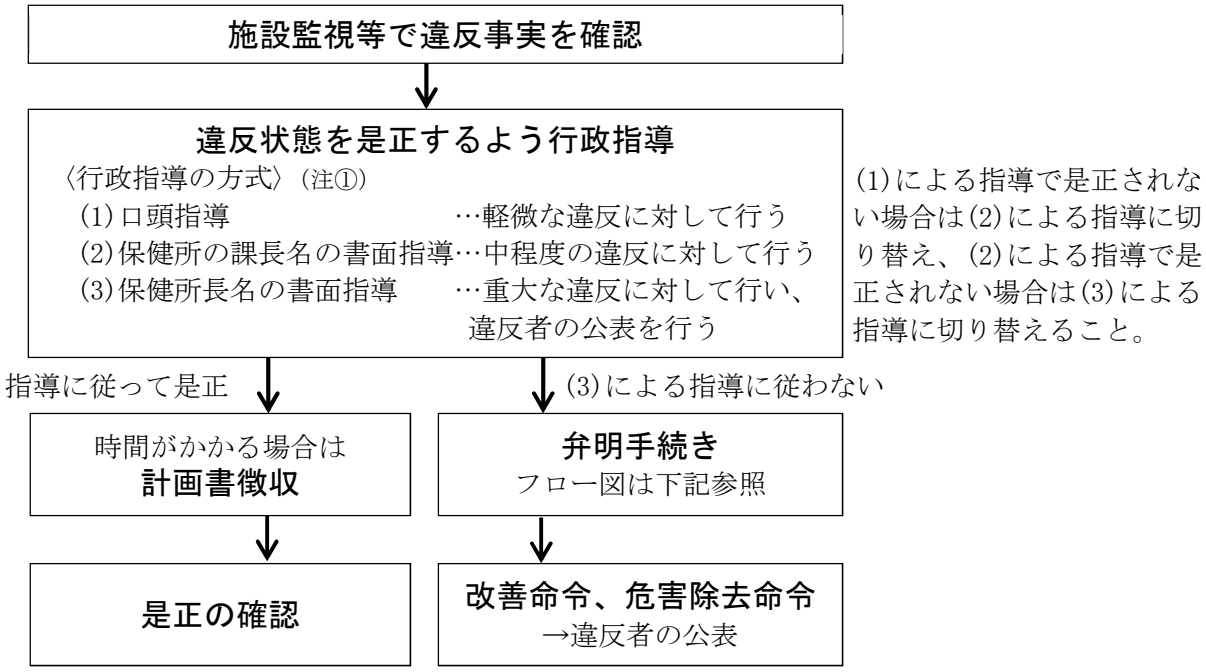

※不良食品や食中毒の発生につながるおそれがある施設基準違反については、できるだけ早期に違反状態が是正されるよう運用すること。

弁明手続きフロー図

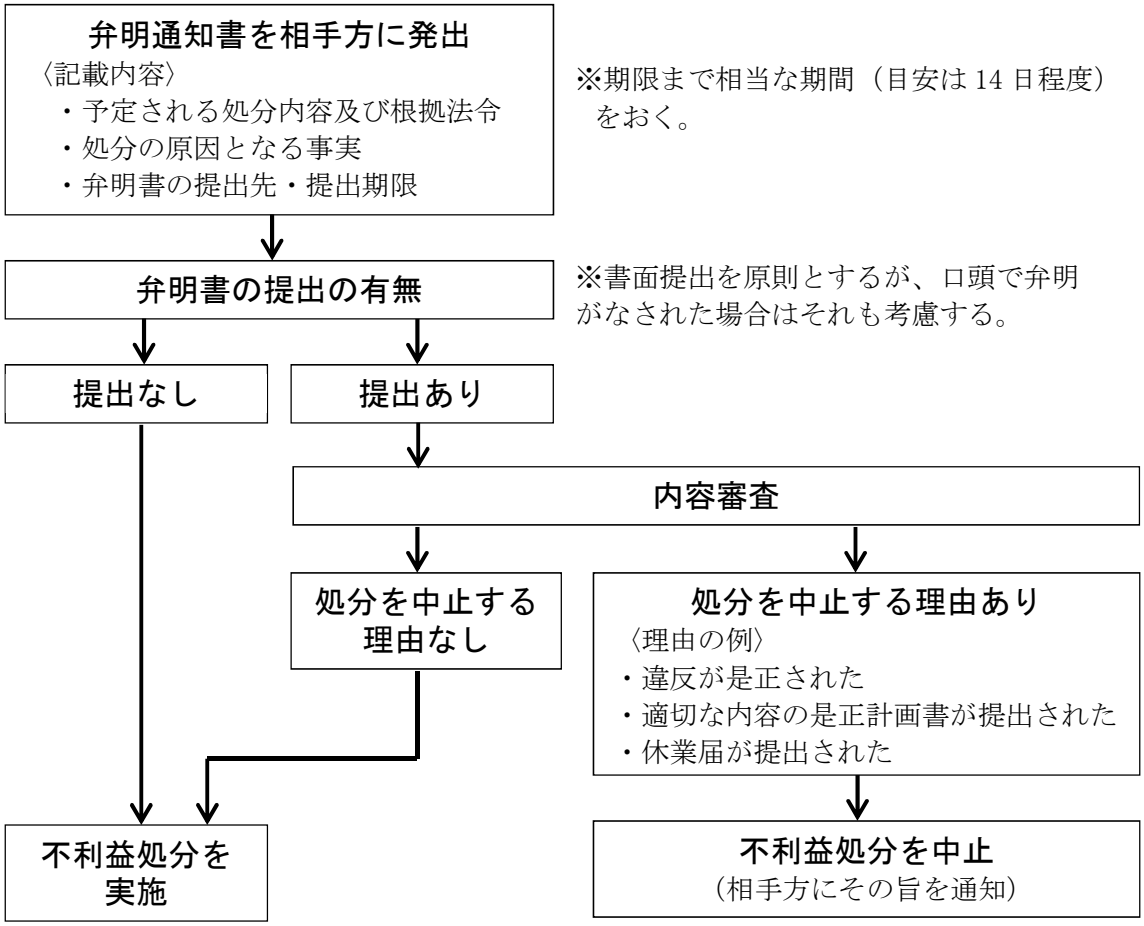

別紙３ 法第 60 条及び条例第 10 条に基づく営業停止命令の運用方法

手続きの流れは**図３**のとおりとする。

法第 60 条及び条例第 10 条に基づく営業停止命令の運用方法（営業停止の要否、停止日数の決め方、停止の開始日等）は下記のとおりとする。

営業停止の日数は、**別表「保健所長による処分の基準一覧」**で示す範囲内で設定するものとし、具体的には下記１の基本日数に下記２の個別事情による日数を合わせた日数とする。

なお、営業停止命令の規定がある違反条項のうち、法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令、法第 61 条に基づく施設改善命令又は条例第 10 条に基づく危害除去命令の規定があるものについては、原則として営業停止命令を適用せず**別紙１**又は**別紙２**のとおり運用する。

ただし、流通している食品により食中毒が発生した場合や下記１−A−イで示すように短期間のうちに違反が再発した場合は、廃棄・危害除去命令等と営業停止命令の両方を適用できるものとする。

１　営業停止の要否及び基本日数

別表に示す違反の類型（A～D）に応じて、次のとおり営業停止命令の要否及び営業停止の基本日数を決定する。

Ａ　６条違反食品の販売等

事業者が法第６条に違反する食品又は添加物（以下「食品等」という。）を販売した場合に適用する。

当該食品等により食中毒が発生したかどうかにより、次のア又はイのとおり運用することとする。

ア　販売した食品等により食中毒が発生した場合

（ア）細菌性・ウイルス性食中毒の場合

被害拡大・再発の防止に必要な次の措置を事業者に実施させるため、基本的に３日間の営業停止処分とする。（様式第６号）

①原因食品の除去

②管理運営面の改善（例：衛生管理ルールの見直し、調理工程の見直し等）

③施設設備の改善（例：施設設備の洗浄消毒、作業動線の見直し等）

④従事者への衛生教育

なお、事業者が事件の探知後、営業停止処分を受ける前に営業を自粛して上記措置を実施している場合は、下表のとおり自粛した日数（営業停止命令交付日の営業自粛は算入しない）に２分の１を乗じた日数（１日未満は切り捨て）だけ営業停止日数を減らすことができる。

ただし、保健所として、事業者が必要な措置を実施していることを営業再開前に確認するため、最低１日間の営業停止は要するものとする。

自粛日数	０日	１日	２日	３日	４日	５日～
自粛日数を反映した営業停止日数	３日	３日	２日	２日	１日	１日

（イ）寄生虫又は植物性自然毒による食中毒の場合

アニサキス及び植物性自然毒による食中毒については、原因食材の除去及びその後の適切な食材選びにより被害拡大・再発の防止が可能なことから、上記によらず、営業停止日数は基本的に１日間とする。

また、ヒラメに寄生した *Kudoa septempunctata* による食中毒については、平成 24 年 6 月 7 日付け食安発 0607 第 7 号厚生労働省通知を踏まえ、原因ヒラメを廃棄等するよう保健所長名で行政指導を行い、それにより食中毒の拡大・再発防止を図った場合は営業停止を要さないこととする。

（ウ）化学物質又は動物性自然毒による食中毒の場合

原則として（ア）と同様に基本的に３日間の営業停止処分とする。

ただし、食品衛生法第６条第２号違反として販売が禁止されている特定の魚種（未処理フグ、イシナギ肝臓、バラムツ、ドクカマス等）を除く動物性自然毒（シガテラ毒魚等）による食中毒については、原因食材の除去及びその後の適切な食材選びにより被害拡大・再発の防止が可能なことから、上記にかかわらず、営業停止日数は基本的に１日間とする。

（食品衛生法第６条第２号違反として販売が一律に禁止されている特定の魚種による食中毒については、当該禁止規定を遵守するための管理運営面の改善や従事者への衛生教育を行うため、基本的に３日間の営業停止処分とする。）

イ　食中毒の発生が認められない場合

食中毒の発生は認められないものの未処理のフグを消費者に販売した場合や、金属片等の危険な異物が混入した加工食品を製造販売した場合に適用する。

この場合、法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令により流通拡大・再発を防止できるので、原則として営業停止命令を要さない。

ただし、危害除去命令を行った後２週間以内に、同一事業者により同一施設において同種の違反事由が再発し、再び危害除去命令を行う必要がある場合など、緊急的に営業を一旦止めて被害拡大・再発の防止に必要な次の措置を徹底させる必要があると認められる場合は、弁明の手続きは執らずに、基本的に２日間の営業停止処分とする。

①違反食品（違反の恐れがある食品を含む）の流通拡大の防止
②管理運営面の改善
（例：未処理のフグを誤販売した場合は魚種の確認体制の見直し等）
③必要に応じて施設設備の改善
（例：設備由来の異物混入の場合は当該設備の応急措置等）
④従事者への衛生教育

Ｂ　６条以外の違反品の販売等

事業者が法第６条以外（法第７条、第９条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 25 条及び第 26 条）の規定に違反する食品等又は器具・容器包装を販売した場合に適用する。

これらの規定のうち、法第９条から 13 条まで、第 16 条から第 18 条までの規定については、法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令により流通拡大・再発を防止できるので、原則として営業停止命令を要さない。

法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令の規定がない法第７条、第 25 条又は第 26 条の規定については、流通拡大・再発を防止するために、事業者に対し、原則として行政指導を行い、それにより目的が達せられると判断できる場合は営業停止命令を要さない。

ただし、事業者が行政指導に従わない場合は、流通拡大・再発の防止に必要な次の措置を実施させるため、弁明の手続きを執ったうえで、基本的に２日間の営業停止処分とする。
①違反食品（違反の恐れがある食品を含む）の流通拡大の防止
②管理運営面の改善
（例：法第 13 条の規格基準違反の場合は加工工程の見直し等）
③従事者への衛生教育

Ｃ　管理運営面・施設面の違反

事業者が管理運営面又は施設面で遵守すべき事項（法第８条、第 48 条、第 50 条から第 55 条までの規定及び条例第２条、第５条から第７条までの規定）に違反している場合に適用する。

これらの規定のうち、法第 54 条の規定又は条例第２条、第５条から第７条までの規定については、法第 61 条に基づく改善命令又は条例第 10 条に基づく危害除去命令により違反状態を是正できるので、原則として営業停止命令を要さない。

改善命令・危害除去命令の規定がない法第８条、第 48 条、第 50 条から第 53 条まで、及び第 55 条の規定については、事業者に対し、原則として違反状態を是正するよう行政指導を行い、それにより目的が達せられると判断できる場合（是正完了まで時間がかかる場合は、適切な是正計画書を提出させることで目的が達せられると判断できるものとする）は、営業停止命令を要さない。

ただし、事業者が行政指導に従わない場合は、違反状態を是正するための措置を実施させるため、又は是正計画を作成させるために、弁明の手続きを執ったうえで、基本的に１日間の営業停止処分とする。

Ｄ　表示違反

事業者が法第 19 条及び第 20 条の規定に違反する食品等又は器具・容器包装を販売した場合に適用する。

これらのうち、法第 20 条の規定については、法第 59 条に基づく廃棄・危害除去命令により流通拡大・再発を防止できるので、原則として営業停止命令を要さない。

廃棄・危害除去命令の規定がない法第 19 条（令和３年 11 月時点で表示基準が定められていないため実際に適用されることはない）の規定については、流通拡大・再発を防止するために、事業者に対し、原則として行政指導を行い、それにより目的が達せられると判断できる場合は営業停止命令を要さない。

ただし、事業者が行政指導に従わない場合は、流通拡大・再発を防止するために必要な次の措置を実施させるため、基本的に１日間の営業停止処分とする。

①違反品の流通拡大の防止
②表示の改善
③従事者への衛生教育

２　個別事情により必要となる営業停止日数

上記１の基本日数だけでは被害拡大・再発を防止し、又は違反状態を是正することが難しい個別事情がある場合は、基本日数に必要な日数を加えるものとする。

該当する個別事情の例として、次のような例が挙げられる。

（１）６条以外の違反事由が要因となった食中毒の場合

法第６条以外の違反事由が要因となって食中毒が発生した場合、上記１のＡに加えてＢ又はＣの措置を総合的に講じる必要があることから、上記１Ａの基本日数に必要な日数（基本的に１日間）を加えることができる。

〈法第６条以外の違反事由を要因とする食中毒の例〉

・牛レバーの生食料理を提供（法第 13 条に基づく規格基準に違反）したことにより食中毒を発生させた。

・井戸水を使用している飲食店において必要な消毒装置が故障（法第 54 条に基づく施設基準に違反）し、保健所から修理するよう行政指導を受けていたにもかかわらず、修理をせず、汚染された井戸水により食中毒を発生させた。

（２）短期間のうちに違反が再発した場合

営業停止処分を行った後２週間以内に、同一事業者により同一施設において同種の違反事由が再発し、再び営業停止処分を行う必要がある場合、再発を起こした原因（前回処分時に講じた対策で足りなかった部分）を究明し、その対策を講じさせる必要があることから、上記１の基本日数に必要な日数（基本的に１日間）を加えることができる。

（３）命令交付の時間帯が夜遅い場合

夜遅い時間帯（おおむね午後８時以降）に営業停止を命じる場合であって、必要な措置を講じるための時間がほとんど残されていない場合は、基本日数に１日を加えることができる。

３　営業停止命令の交付日と営業停止の開始日の関係

命令交付日を営業停止の開始日とする。

なお、営業停止命令の効力は、命令書を相手方に交付した時点で発生することから、事前に相手方にその旨を十分に説明して営業停止の準備を整えさせるとともに、交付した時刻を正確に記録すること。（仮に命令書交付日の途中まで営業を行ったとしても、交付後に営業を行わなければ、命令違反にはならない。）

また、命令書を交付した時刻にかかわらず、交付日を営業停止期間の１日目として数える。

４　営業停止命令の対象範囲について

営業停止命令の対象範囲は、当該違反行為が影響を及ぼす営業の範囲とする。

〈違反行為と停止対象範囲の具体例〉

（１）飲食店営業と菓子製造業の営業許可を取得している調理・製造室で調理した料理によりノロウイルス食中毒が発生した場合は、当該室で行われる調理・製造全体に影響を及ぼすと考えられることから、「飲食店営業」及び「菓子製造業」を対象とする。

（２）上記(1)の施設で調理した刺身によりアニサキス食中毒が発生した場合は、「菓子製造業」には影響を及ぼさないと考えられることから、「飲食店営業」のみを対象とする。

（３）魚介類販売業ほか複数の営業許可を取得しているスーパーマーケットで販売された未処理フグにより食中毒が発生した場合は、「魚介類販売業」を対象とする。

（４）農産物直売所で販売されたツキヨタケにより食中毒が発生した場合は、「きのこの販売業」を対象とする。（許可業種以外の営業であっても停止を命ずることは可能）

図３　法第 60 条及び条例第 10 条に基づく営業停止命令の手続きフロー図

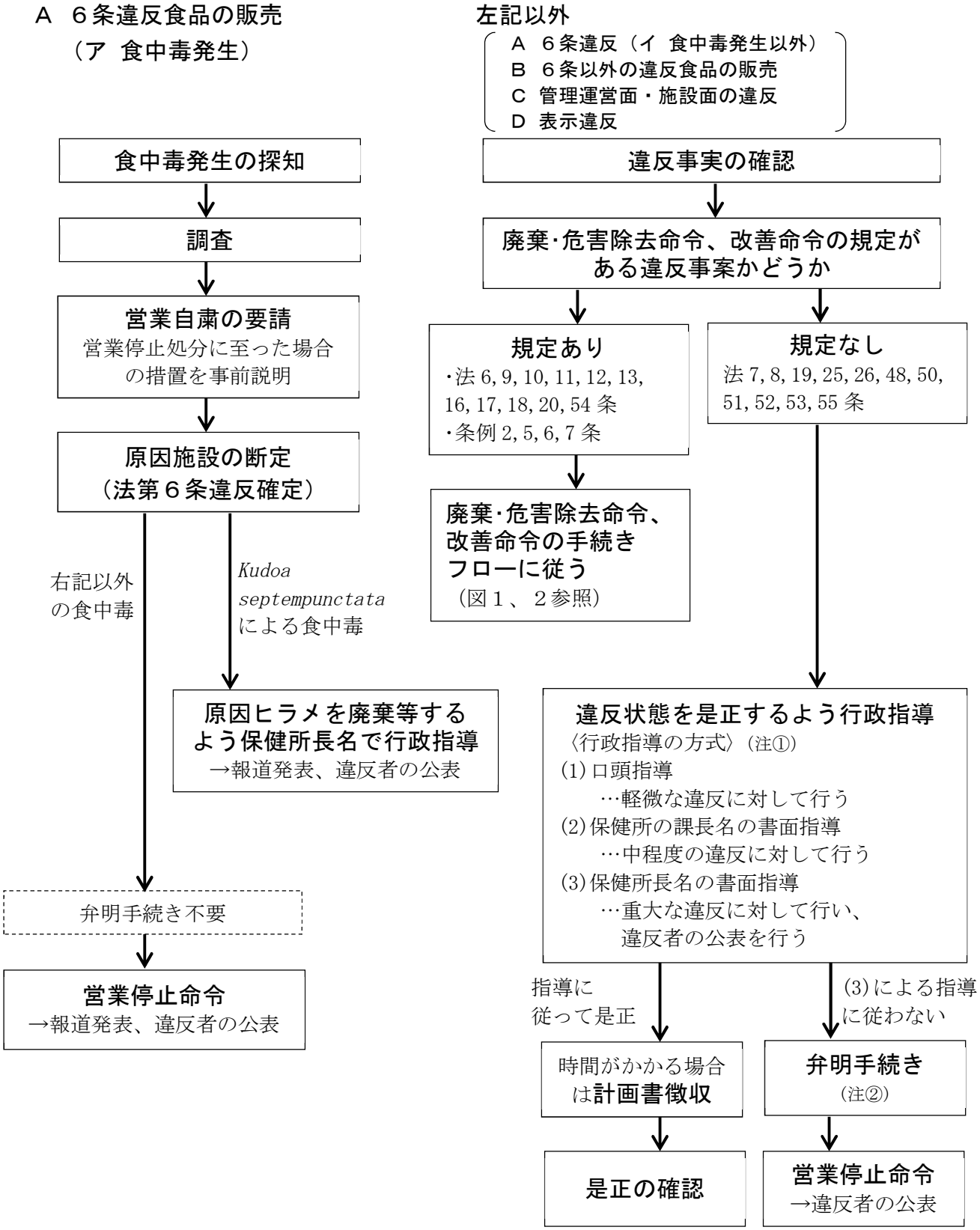

注①）(1) (2) (3) の適用順については図２の注①のとおり

注②）弁明手続きのフローは図２のとおり

様式第１号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

○保（○）第○○○号
○○○年○○月○○日

（相手方の住所）
（相手方の氏名）　　様

新潟県○○保健所長　○○○○

食品衛生法第○○条第○項（号）違反に係る是正指導について

あなた（貴社・貴組合）が○○した○○について、下記１のとおり食品衛生法第○条第○項（号）に違反していることを確認したので、下記２のとおり是正のための処置を自主的に講じるよう指導します。

なお、是正処置が適切に講じられない場合は、同法第○○条に基づき○○を命じる行政処分を行うことがあります。

記

１　違反の内容

２　是正のための処置

担当：○○課　○○
電話○○○○

〈文書作成にあたっての留意事項〉
・行政手続法第 35 条では、次のとおり行政指導の方式を定めています。
１　行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。
２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
(1)当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
(2)前号の条項に規定する要件
(3)当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

・行政手続法では「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」という表現を用いているので、この様式でも「是正」という言葉を用いています。

様式第２号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

弁明通知書

○保（○）第○○○号
○○○年○○月○○日

（相手方の住所）
（相手方の氏名）　　様

新潟県○○保健所長　○○○○

下記のとおり予定している不利益処分に関して弁明することができるので、行政手続法第 30 条の規定により通知します。

記

弁明の件名	
予定される不利益処分内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　　月　　日
弁明に関する事務を所掌する組織の所在地及び名称	

留意事項は次ページのとおり

留意事項

１　弁明書の様式は特に定まっていませんので、あなたの氏名、住所及び意見等を適宜用紙に記載するか、又は同封の弁明書の様式にこれらの事項を記載し、提出してください。

なお、あなた又はあなたの代理人が提出期限までに弁明書を提出しなかったときは、特に弁明する必要を認めなかったものと解します。

２　あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できます。その場合、代理人資格証明書に代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示し、提出してください。

３　証拠書類等を提出する場合は、証拠書類・証拠物提出目録に提出者の氏名、住所、提出年月日及び証拠書類等の標題等を記載し、提出してください。

参考様式

弁　明　書

年　　月　　日

新潟県〇〇保健所長　様

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇〇年〇月〇日付け〇保（〇）第〇〇〇号で通知のあった件について、下記のとおり弁明します。

記

様式第３号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

新潟県○保（○）第○○号
○○○年○○月○○日

（相手方の住所）
（相手方の氏名）　　様

新潟県○○保健所長　○○○○

食品衛生法（新潟県食品衛生条例）第 54 条（第５条）に基づく施設基準に違反したので、同法第 61 条（同条例第 10 条）の規定により下記のとおり改善することを命じます。

記

１　対象施設
（１）営業の種類

（２）営業所所在地

（３）営業施設の名称、屋号又は商号

（４）営業許可年月日及び番号
　　○○○年○月○日　新潟県○保（○）第○○号

２　違反の内容

３　改善命令の内容

付　記

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

２　処分の取消しの訴えについて

（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表とする者は新潟県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第４号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

新潟県○保（○）第○○号
○○○年○○月○○日

（相手方の住所）
（相手方の氏名）　　様

新潟県○○保健所長　○○○○

食品衛生法（新潟県食品衛生条例）第○条第○項に違反したので、同法（同条例）第○条の規定により下記のとおり処置することを命じます。

記

１　対象施設
（１）営業の種類

（２）営業所所在地

（３）営業施設の名称、屋号又は商号

（４）営業許可年月日及び番号
　　○○○年○月○日　新潟県○保（○）第○○号

２　違反の内容

３　命令の内容

営業許可を要さない業種の場合は省略する。

付　記

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

２　処分の取消しの訴えについて

（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表とする者は新潟県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第５号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

新潟県○保（○）第○○号
○○○年○○月○○日

（相手方の住所）
（相手方の氏名）　　様

新潟県○○保健所長　○○○○

○○○年○月○日付け新潟県○保（○）第○○○号による危害除去命令について、下記のとおり（一部を）解除します。

記

１　対象施設
（１）営業の種類

（２）営業所所在地

（３）営業施設の名称、屋号又は商号

（４）営業許可年月日及び番号
　　○○○年○月○日　新潟県○保（○）第○○号

２　命令解除の内容

３　解除の理由

様式第６号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

新潟県○保（○）第○○号
○○○年○○月○○日

（相手方の住所）
（相手方の氏名）　　様

新潟県○○保健所長　○○○○

食品衛生法（新潟県食品衛生条例）第○条第○号に違反したので、同法第○条第○項（同条例第 10 条）の規定により、下記の営業を○○○年○月○日から○月○日までの○日間停止することを命じます。

記

１　対象施設
（１）営業の種類

（２）営業所所在地

（３）営業施設の名称、屋号又は商号

（４）営業許可年月日及び番号
　　○○○年○月○日　新潟県○保（○）第○○号

２　違反の内容

付　記

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

２　処分の取消しの訴えについて

（１）この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表とする者は新潟県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（２）また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記（１）（審査請求をした場合には（２））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第７号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

○保（○）第○○号
○○○年○○月○○日

新潟県知事　様

○○保健所長

食品衛生法（新潟県食品衛生条例）違反にかかる処分について（進達）

下記の者は食品衛生法（新潟県食品衛生条例）第　　条第　　号に違反したので、同法（同条例）第　　条の規定により処分が必要と認められますので、別添のとおり関係書類を添えて進達します。

記

１　営業者の住所及び氏名

２　営業所の所在地及び名称、屋号又は商号

３　営業の種類

４　営業許可年月日及び番号
　　○○○年○月○日　新潟県○保（○）第○○号

５　関係書類
（１）事件の概要
（２）過去の処分の有無
（３）事件に対する措置
（４）調査監視書類
（５）証拠書類及び検査結果
（６）意見（必要と認められる処分内容）

担当：○○課　○○
　　電話○○○○

様式第８号
（○○地域振興局健康福祉（環境）部扱い）

○保（○）第○○号
○○○年○○月○○日

新潟県知事　様

○○保健所長

告発について（報告）

下記の者が食品衛生法（新潟県食品衛生条例）第　　条に違反していたことから別添のとおり告発しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

１　営業者の住所及び氏名

２　営業所の所在地及び名称、屋号又は商号

３　営業の種類

４　営業許可年月日及び番号
　　○○○年○月○日　新潟県○保（○）第○○号

５　関係書類
（１）告発状の写し
（２）証拠書類
（３）その他関係書類

担当：○○課　○○ 電話○○○○

様式第９号

処分・告発台帳

No	処分年月日	住　　所	氏　　名	屋　　号	業　　種	処　分　内　容	事　前　措　置	事　後　確　認	監視員印